

令和3年2月9日  
教育環境課

## 旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校施設の一部用途廃止について

### 1. 主旨

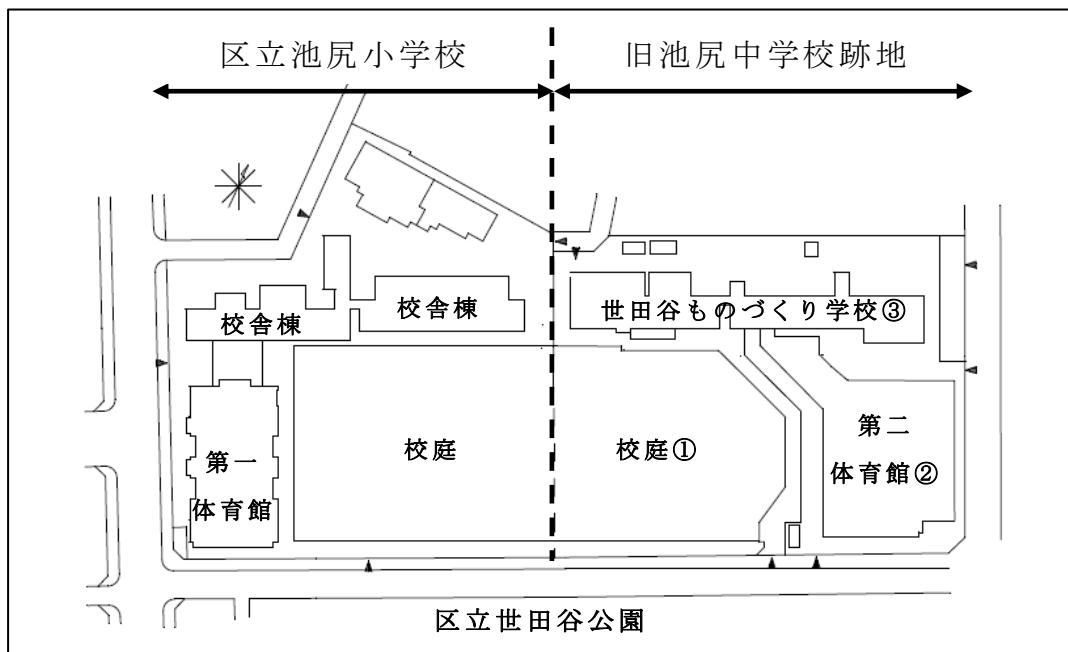
平成16年3月31日に廃校となった旧池尻中学校は、体育館及び校庭部分を区立池尻小学校の施設に編入し、校舎部分を世田谷ものづくり学校として活用しているところである。

このたび区は、「旧池尻中学校跡地活用の新たな基本コンセプト」を策定し、これをもとに、今後、新たな運営事業者の公募にあたっての条件を検討することとしている。この検討にあたっての基本的な視点として、体育館と校庭を含めて一体的な活用を図ることとなっている。

このため、この事業の進捗に合わせて、現在、教育財産である体育館と校庭の用途を廃止し、事業所管部に引き継ぐ必要があるため、事前に報告するものである。

### 2. 施設概要（旧池尻中学校跡地）【下図参照】

- (1) 池尻小学校
  - ・校庭① 約3,700m<sup>2</sup>
  - ・第二体育館② 約2,768m<sup>2</sup>
- (2) 世田谷ものづくり学校③
  - ・敷地 約4,194m<sup>2</sup>
  - ・校舎棟 約3,481m<sup>2</sup>



### 3. 旧池尻中学校跡地活用に係る今後のスケジュール（予定）

|        |       |                        |
|--------|-------|------------------------|
| 令和 3 年 | 5 月   | 地域住民説明会                |
|        | 9 月   | 運営事業者公募                |
|        | 12 月  | 運営事業者決定                |
| 令和 4 年 | 6 月～  | 旧池尻中学校耐震補強工事等 ※ 8 ヶ月程度 |
| 令和 5 年 | 4 月以降 | 新規施設開設                 |

### 4. 今後の教育委員会の対応について

旧池尻中学校跡地活用に伴う新規施設開設までの間に、現在、教育財産である体育館敷地と建物及び、校庭敷地の用途を廃止し、事業所管部である経済産業部に引き継ぐ予定である。